

## 別紙

### 島根県軽費老人ホーム利用料等取扱基準

#### 1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、下記の合算額以下とする。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」
- (2) 「生活費」
- (3) 「居住に要する費用」

#### 2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として、県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。  
（別表Ⅰ）

- (2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅰのサービス提供に要する基本額（月額）に、各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する基本額（月額）から、別表Ⅱの本人からの徴収額を差し引いた額とする。

- (3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

##### ア 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

1200時間以上	1,016,000円の範囲内の額／（定員×12）
800時間以上	726,000円の範囲内の額／（定員×12）
400時間以上	435,000円の範囲内の額／（定員×12）

イ 入居者サービス向上費

利用者へのサービス提供の質の向上と軽費老人ホームの質の維持確保のために、施設区分に応じて、次により算出した額を加算することとする。

施設の区分	職員一人当たり 勤続年数	入居者サービス向上費	左の区分	
			人件費分	環境整備費分
I 階級	14年以上	12%	11%	1%
II 階級	8年以上 14年未満	10%	9%	1%
III 階級	2年以上 8年未満	4%	3%	1%
IV 階級	2年未満	1%	0%	1%

なお、当該施設の「職員一人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。

(ア) 算定の基礎となる職員は、別表Ⅲに定める人員配置とする。

ただし、施設の実情に応じて適当数配置した職員は、算定の基礎から除くこととする。

(イ) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって社会福祉法第2条に規定する施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設等における勤続年数を合算するものであること。

(対象施設 「地方公共団体の経営する施設以外の施設」)	
<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム	<input type="checkbox"/> 保育所
<input type="checkbox"/> 盲人ホーム	<input type="checkbox"/> 視聴覚障害者情報提供施設
<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉工場	<input type="checkbox"/> 知的障害者福祉工場
<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉ホーム	<input type="checkbox"/> 知的障害者福祉ホーム
<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム	<input type="checkbox"/> その他支援費の支弁対象施設

(ウ) 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記(ア)、(イ)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。

(エ) 前記(ウ)の1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において算定することとし、その年度において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないこととする。

(オ) 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

### 3 生活費

#### (1) 生活費の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記金額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。

地 域	生活保護法による 保護の基準	1人当たりの額	地区別冬季加算額 (11月から3月まで)
			V区（島根県）
甲 地	○ 2級地－1 松江市	円 46,090	円 2,660
乙 地	○ 3級地－1 浜田市、出雲市、益田市 大田市、安来市、江津市 東出雲町、隠岐の島町 ○ 3級地－2 上記以外	43,700	2,240

(注1) 「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により、島根県内では「2級地-1」又は「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2) 「地区別冬季加算額」の欄における地区別は上記保護基準の別表1（下記表）の区分による。

I区	II区	III区	IV区	V区		VI区
北海道 青森県 岩手県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県	岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都道府県

#### 4 居住に要する費用（月額）

##### （1）居住に要する費用の設定方法及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めること。

##### （ア）一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、各種補助金や借入金返還助成額等公的助成額等を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

##### （イ）分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

##### （ウ）併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者へ返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないとは判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保障等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないこと。

5. 機能維持向上加算

2～4の基本利用料とは別に、軽費老人ホームの入所者の状態に応じた支援の実施及び心身機能の低下を図るために入所者ととともに機能維持・向上計画を作成し、入所者が要支援状態に、又は要支援である入所者が要介護者にならないように機能維持・向上計画に基づいて実施する事業。

ア 対象者

- ① 要支援又は要介護認定を受けていない入所者
- ② 要支援認定を受けている入所者で、介護保険法第 53 条に規定する介護予防サービスを受けていない者
- ③ 要介護認定を受けている入所者で、介護保険法第 41 条に規定する居宅サービスを受けていない者

イ 加算対象となるサービス

- ① 認知症対策に関すること
- ② 心身機能の低下の防止に資する機能訓練（健康管理・介護予防）等に関すること
- ③ 栄養面や食生活に問題がある者に対する栄養改善（マネジメント）等に関すること

計画作成 加算	計画の作成又は見直しを行った場合（年度内に計画の見直しを行う場合は、直近の計画作成又は見直しから6ヶ月以上を経過した場合に限る。）は、1件につき2,500円（年上限5,000円）
計画運営 加算	上記計画により事業を実施した場合、1ヶ月につき4,000円（年上限48,000円）ただし、月の中途に退所・入院・外泊等により事業の継続を中止・再開した場合又は事業を完了した場合は、当該月については日割りにより算定した額（100円未満の端数がある場合は、切り捨てた額とする）を加算額とする。

別表 I

サービス提供に要する基本額（月額）  
軽費老人ホーム

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	①介護職員の配置基準を満たす場合	②介護職員1名を配置しない場合	利用者数	③介護職員の配置基準を満たす場合	④介護職員1名を配置しない場合
人	円	円	人	円	円
20	130,000	108,800	10-14	134,400	92,100
21-30	87,100	73,000	15-19	90,000	61,800
31-40	76,200	65,600	20-29	85,200	64,200
41-50	67,800	59,400	30	61,900	47,700
51-60	57,400	50,300	31-40	57,200	46,800
61-70	54,200	48,200	41-50	46,100	37,600
71-80	47,600	42,300	51-60	38,600	31,500
81-90	47,100	42,400	61-70	33,200	27,200
91-100	42,400	38,400	71-80	29,300	24,000
101-110	40,800	37,100	81-90	30,900	26,100
111-120	37,600	34,000	91-100	27,900	23,700
121-130	38,100	34,900	101-110	27,000	23,200
131-140	35,500	32,400	111-120	24,800	21,300
141 以上	34,100	31,300	121-130	26,400	23,200
			131-140	24,700	21,600
			141 以上	24,000	21,100

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者（ア 共通職員）	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥＋⑩、⑧＋⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く※1
上記以外の一般入所者（イ 介護職員）	上記に⑨又は⑩を加えた額	

※1 基準第11条第9項の基準を満たさないことから除かれる。

軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合）

ア 共通職員

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	⑤生活相談員の配置を満たす場合	⑥生活相談員を1名置かない場合	利用者数	⑦生活相談員の配置を満たす場合	⑧生活相談員を1名置かない場合
人	円	円	人	円	円
20	98,000	75,700	10-14	70,400	25,900
21-30	65,700	50,900	15-19	47,300	17,700
31-40	49,700	38,500	20-29	53,100	30,900
41-50	46,500	37,600	30	40,500	25,700
51-60	39,600	32,200	31-40	30,600	19,500
61-70	39,000	32,600	41-50	24,800	15,900
71-80	34,400	28,700	51-60	20,900	13,400
81-90	30,500	25,600	61-70	18,100	11,700
91-100	27,600	23,200	71-80	16,000	10,400
101-110	27,300	23,300	81-90	14,300	9,400
111-120	25,100	21,400	91-100	13,000	8,500
121-130	26,700	23,300	101-110	13,500	13,500
131-140	24,900	21,700	111-120	12,500	12,500
141以上	24,200	21,200	121-130	15,000	11,600
			131-140	14,000	10,800
			141以上	14,100	11,000

イ 一般入所者に対する介護職員（単独・併設共通）

単独・併設共通		
利用者数	⑨介護職員 を配置を満 たす場合	⑩介護職員 1名を配置し ない場合
人	円	円
20 以下	32,500	11,700
21-30	21,200	7,200
31-40	26,500	15,900
41-50	21,100	12,700
51-60	17,600	10,500
61-70	15,100	9,000
71-80	13,200	7,900
81-90	16,400	11,800
91-100	14,800	10,500
101-110	13,400	9,500
111-120	12,300	8,700
121-130	11,300	8,000
131-140	10,500	7,500
141 以上	9,800	6,900



別表Ⅱ 本人からの徴収額（月額）

①平成 19 年 10 月 1 日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 （月額）
I	1,000,000 円以下	10,000 円
II	1,000,001 円～1,500,000 円	11,000
III	1,500,001 円～1,600,000 円	14,000
IV	1,600,001 円～1,700,000 円	18,000
V	1,700,001 円～1,800,000 円	21,000
VI	1,800,001 円以上	施設の設定額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0123004 号)の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0123001 号)の第 2 の 1 の (1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注 3) 本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 100 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から 30%減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)とする。この場合 100 円未満の端数は切捨てとする。

(注 5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成3年7月1日以降平成19年9月30日までの入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0123004号)の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老発第0123001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注 3) 本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が100万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)とする。この場合100円未満の端数は切捨てとする。

(注 5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

③平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、下記表のとおりとする。

階層区分			本人からの事務費徴収額(月額)
A	所非	市町村民税の非課税者	10,000円
B	得課	〃 均等割のみの納税者	15,000円
C1	税者	〃 所得割課税者	20,000円
C2	所得 税 課 税 者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		〃 7,301～14,900円	30,000円
C4		〃 14,901～22,200円	35,000円
C5		〃 22,201～29,700円	40,000円
C6		〃 29,701～37,200円	45,000円
C7		〃 37,201～44,600円	50,000円
C8		〃 44,601～52,200円	55,000円
C9		〃 52,201～59,800円	60,000円
C10		〃 59,801円以上	全 額

別表Ⅲ

## 人 員 配 置

## 1 軽費老人ホーム

種 職 定員 階級区分	施設 長	生 活 相 談 員	介 護 職 員	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
人	人	人	人		人	人
20	1	1	1	1(0)	1(0)	実 情 に 応 じ た 適 当 数  ※ 4
21～30	1	1	1	※ 2	※ 3	
31～40	1	1	2		1	
41～50	1	1	2		1	
51～60	1	1	2	1	1	
61～70	1	1	2	1	1	
71～80	1	1	2	1	1	
81～90	1	1	2 + 適 当 数	1	1	
91～100	1	1		1	1	
101～110	1	1		1	1	
111～120	1	1		1	1	
121～130	1	2		1	1	
131～140	1	2	※ 1	1	1	
141以上	1	2		1	1	

※ 1 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た数を配置すること。【第11条第1項第三号関係】

また、1人を置かないことができる。【第11条第9項関係】

※ 2 入所定員が60人以下の場合は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。【第11条第11項関係】

※ 3 栄養士については、入所定員が40人以下は栄養士を置かないことができる。【第11条第1項関係】

※ 4 調理業務の全部を委託する場合には、調理員を置かないことができる。【第11条第1項関係】

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム

共通職員						一般入所者に対して	
職種 定員 階級区分	施設長	生活相談員※1	事務員	栄養士	調理員等	職種 定員 階級区分	介護職員
20	1	1	1(0)	1(0)	実情に応じた 適当数 ※4	20	1
21～30	1	1	※2	※3		21～30	1
31～40	1	1				41～50	1
41～50	1	1	51～60	1		41～50	2
51～60	1	1	61～70	1		51～60	2
61～70	1	1	71～80	1		61～70	2
71～80	1	1	81～90	1		71～80	2
81～90	1	1	91～100	1		81～90	2 + 適 当 数 ※5
91～100	1	1	101～110	1		91～100	
101～110	1	1	111～120	1		101～110	
111～120	1	1	121～130	1		111～120	
121～130	1	2	131～140	1		121～130	
131～140	1	2	141以上	1		131～140	
141以上	1	2				141以上	

※1 生活相談員のうち1名を置かないことができる。【第11条第6項及び同条第9項】

※2 事務員については、入所定員が60人以下は事務員を行いことができる。【第11条第11項関係】

※3 栄養士については、入所定員が40人以下は栄養士を置かないことができる。【第11条第1項関係】

※4 調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。【第11条第1項関係】

※5 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た数を配置すること。【第11条第1項第三号関係】  
また、1人を置かないことができる。【第11条第8項及び第9項関係】